

令和元年度 第1回東久留米市立図書館協議会 概要録

日時 2019年(令和元年)5月28日(火) 午後2時～午後4時
場所 東久留米市立中央図書館1階 みんなのへや
出席 (以下敬称略)
図書館協議会委員：安形輝(委員長)、若澤直樹(副委員長)、
橋本裕美、佐藤尚子、大木一恵、池ノ上功、小松光太郎
市：佐藤図書館長
欠席 図書館協議会委員：菅沼法子、高野慎太郎、矢部晶代
傍聴人 4人

(開会前)

- ・新年度第1回目の開催の為、出席者(図書館協議会委員、市、指定管理者)各自挨拶
- ・副委員長の互選について、委員から推薦があった若澤直樹委員を副委員長とすることを全会一致で決定

1. 開会

(委員の半数を超える7名の出席があったため、東久留米市立図書館協議会運営規則第4条第2項の規定により会議は成立)

2. 報告事項

① 平成30年度第3回協議会について

- 委員長** 平成30年度第3回協議会の概要録案について、図書館長から報告をお願いします。
- 図書館長** 委員の皆様へ第3回協議会の概要録案を送付し、ご確認いただきました。修正点を反映させたものが本日、ご配付の資料となります。
本日の協議会において、皆様からのご承認をいただきました後に、東久留米市及び図書館ホームページで公開する予定です。
- 委員長** 一部修正をしていますが、それ以外について皆様から修正が無いようでしたら、第3回協議会の概要録を承認するということで、よろしいでしょうか。
協議会の承認を得られたため、事務局において東久留米市及び図書館のホームページへ公開をお願いいたします。

② 平成 30 年度の利用実績等について

委員長 報告事項、平成 30 年度の利用実績等について説明をお願いします。

図書館長 資料 1「平成 30 年度実績（暫定値）」をご覧ください。登録者数、登録率、貸出点数、蔵書数についての資料です。登録者数は 1 年間で 1 点以上貸出利用をした利用者数とし、その割合が登録率です。本市の事務事業評価表では、登録率を成果指標の 1 つとしています。平成 25 年度は 19%だった登録率が、その後は減少し続け、平成 30 年度は 14.3%となっています。登録者数は平成 29 年度の 17,343 人から 631 人減少の 16,712 人となっています。

参考まで、市外からの利用者を含めた人数では、平成 29 年度は 22,137 人だったところ、30 年度は 21,452 人と 685 人減少しています。ただし、利用登録者数は依然として減少傾向にありますが、昨年 4 月から常設化した 2 階の学習室及び 1 階のみんなのへやは日々活用されており、特に土曜、日曜や祝日は満席に近い日も多くあります。

また、昨年の図書館協議会で、自動ドア開閉数は一定の参考値になるのご意見をいただきましたので、資料 7 を作成しています。年度の合計値が前年度 215,317 で、これを図書館への来館者数と捉えると、平成 30 年度は 219,803 人となり、前年度より 4,000 人強の増加でした。あくまでも自動ドアの開閉からの試算値ですが、図書館への来館者数が貸出に比例して減っているとは言い切れません。

また、資料はありませんが、インターネット情報サービスの利用実績なども微増していて、図書館の利用方法が多様化していることが伺えます。

ただし、それらを考慮しても利用実績の数値が高いとは言えないので、今後、登録率・利用者数を増やすことも考えなくてはならないと思います。

貸出点数ですが、こちらにも年々減少傾向にあります。市立図書館 4 館の貸出点数は 823,227 点と、平成 29 年度の 842,103 点より 18,876 点減少しています。施設毎に見ると、ひばりが丘図書館は周辺に新築マンションがあり、子育て世帯が多く利用している傾向があるため、若干ではあるものの増加しています。また、児童書は前年度より微増しています。5 年間の中でも貸出点数の増加率が一番高くなっています。ただし、15 歳以上の登録率が 27%と年々下降しており、今後の課題と認識しています。

最後に蔵書数ですが、貸出に耐えうる劣化が激しい資料等もこれまで保管していましたが、ここで整理した結果、除籍点数が 22,557 点と例年に比べて多くなっています。一定の整理により蔵書数は 469,236 点と若干減っていますが、昨年度、図書館資料収集方針の下にそれぞれの分野で選定基準を設けました。それに基づき今後、収集を進める準備としても、ここで一定の整理をした結果です。

なお、蔵書数については、多摩 26 市の図書館の平均 70 万 8000 冊に比べれば、本市の約 47 万冊は少ない状況です。文部科学省の図書館の設置及び運営上の望ましい基準で提示されている人口規模、図書館施設の床面積及び蔵書数で見た場合、本市は約 63 万冊です。依然として収用スペースと蔵書数の不足が課題であると考えています。

委員長 図書館の利用実績等について、質問や意見はありますか。

図書館長 補足で説明します。平成 29 年度の図書館協議会で図書館資料収集方針についてご意見をいただき改訂しましたが、その下の選定基準を昨年度、図書館内で整理したものが資料 5 です。この基準において、収集の程度を、「収集しない」から、「厳選して収集」、「選択的に収集」、「蔵書構成上必要な資料をできるだけ積極的に収集」、「該当する資料すべてを網羅的に収集する」まで 5 段階に分けて、それぞれの分野の選定について全面的に整理しました。こちらに沿って今後選書を続けていくこととなります。

東久留米市立図書館としての選定手法を利用者に分かり易くするために展示した内容が資料 6 です。収集方針や選定基準、除籍基準があり、それに基づいて新聞や書評、週刊誌などでの情報収集、見計らい本などで実際に手にとっての内容確認、需要の把握から中央図書館、各地区館それぞれにおいて、予備選定を行います。その後、予備選定された本と見計らい本を中心に中央図書館職員が全体選定会議を週 1 回行っています。ここでは、市立図書館 4 館を一つの図書館と見立て、各地区館の配架バランスなども検討して選定しています。更に中央図書館職員が蔵書構成も考慮しながら、各分野の専門書、高価な本などを選定するにあたっては、月 1 回、部門別選定会議を行っています。

除籍についても、この会議で検討しています。このような流れの中で、最終的な資料の選定・決定をしています。

委員長 選定基準の最後のページに、ストーリーマンガ（コミック）は「東久留米市立図書館マンガ（コミック）の取扱い」に準じる、とあります。

マンガをどのように取り扱っているか教えてください。

図書館長 マンガの取り扱いですが、コミックエッセイに値するものは基準にある通り、一般書籍として扱い、厳選して収集します。また、ストーリーマンガ（コミック）については、貸出せず、館内の読書活動のみに利用するものとして限定的に収集をしていくこととしました。なお、ストーリーマンガについては、利用者からのリクエストは受け付けません。選定にあたっては、表現手段がマンガという点で選定から外さないこと、時代に左右されず一定の評価がなされているもの、年代にかかわらず楽しめるもの、テーマやジャンル、絵柄が重複しないもの、続巻があるものについては寄贈資料及び既に所蔵しているものを除き、10 巻程度までを目安として、最終巻までは集めないこととしています。

なお、本市ゆかりの作家に関する資料や、市が舞台となっている作品については収集の対象にすることとしています。

委員長 選定基準は表に出ていますか。

図書館長 図書館ホームページで収集方針と選定基準は公開しています。

委員長 マンガについては選定基準を公開していますか。

図書館長 選定基準は公開していませんが、館内で質問された場合は説明します。

委員長 図書館の利用実績について、質問などあればお願いします。

全国的には確かに、貸出冊数が減少傾向にあります。一部の図書館は増えているところもあります。減っている原因が色々あると思うのですが、増えている自治体の状況を分析し、要因が何なのかを明らかにできればと思います。

ただし、他の自治体でも減少している理由が分からないとも聞いていますので、複合的な要因が絡んでいるとは思いますが、一方で、増加している自治体があるので、理由が分からないで済ませて良い問題なのかとも考えます。

図書館長 近隣市の館長が集まる会議等でも、貸出点数が伸び悩んでいるとのことですが、全国の中では増えている図書館も見受けられると思いますので、その中でも近隣の図書館があれば、こういった状況にあるのかを、今後、把握分析していければと考えています。

委員 市内でも貸出点数を館別に見ていきますと、ひばりが丘図書館はある程度増えています。そのあたりの地域は、若い方が転入されたなど、人口構成によることも大きいのではないかと思います。地域的に子どもが多かったり、本を読みたいお母さんが沢山いたりするなど要因があるように思います。一方で、東久留米市全体でいうと、人口構成が高齢化しているのかなと思います。なかなか分析は難しいですが、地域別のところで少しヒントがあるのではないかと思います。

図書館長 月ごとの実績報告を見る中でも、ひばりが丘図書館については新規登録者も増加傾向にあります。集合住宅や分譲戸建の新築が建ち並んでいる場所があり、子育て世代が増えている傾向にあるため、その要因から児童書の貸出も増えている影響があります。

委員 地域によって、どんなサービスをするか考えていかなければならないですね。

図書館長 現在も、ひばりが丘図書館は子育てに対する情報提供、滝山図書館は健康に関すること、東部図書館は福祉や介護など特徴ある収集やコーナー設置を行うよう努めていますが、更に広く利用していただくためにどうするか、分析、検討しなければならないと思います。

委員 事務事業評価の指標で、これを増やせという行政上の要請があるのですか。

図書館長 事務事業評価の成果指標は、一定期間継続して評価できるものでないと年度間比較が難しい反面、登録者数だけで利用者数を評価して良いものか、課題視は

しています。一方で、学習室やみんなのへやは定員数が決まっている部屋ですが、朝から閉館までいる方や、途中で入退出している方がいる状況で、どうやって正しく利用者数を数えていくか、本を借りずとも毎日利用したり図書館で行う事業に参加したりする方もいます。そういう状況で、どのように図書館利用者の成果を示せるかというのは難しい課題です。

委員 統計を見ると、図書館の利用者数は社会現象として減少傾向にあるように見えます。特段の理由がない場合、利用者数を成果とした場合、図書館そのものの規模を変えるとか、そういう方向にいくという指標に思えます。政策評価上の指標というよりも、現状を把握して図書館の数を4館から減らすなど、そういった観点というのは有り得ないですか。図書館の利用者数を行政評価に入れるのは疑問を感じます。

図書館長 一概に、図書館の館数を減らすための指標ということではありません。

委員 行政評価の指標を設定すると、暗に指標を上げるために動くのではないか、本来の行政が進めるべき政策や事業展開でなくなるのではと懸念しています。

図書館長 ご指摘の視点は、行政評価、事務事業評価で気を付けなければならないことであると思います。各事務事業の目標達成や改善に向けて、一定の指標を定めて評価していますが、評価に現れる結果が全てではありませんので、成果指標がそのまま良いのかということも含めて、定期的に見直していく必要があると思います。市立図書館を更に市民利用に適したものにするため、利用方法を改善したり、施設をより機能的にしたりするか、それらの参考となる成果指標に移行するのが行政の本来のあり方だと思しますので、今後もその点を留意していきたいと思います。

委員長 図書館を貸出で評価するのは古いと50年間ぐらい指摘されています。最新の技術を使って閲覧室の空席率をセンサーなどで測定できるツールの活用や、利用の多い部屋など、何らかの形で占有率を示していくなど、コストも勘案しながら、滞在型の図書館を評価できるような仕組みを検討できると良いと思います。

図書館長 施策成果等アンケートで、過去1年間の図書館利用頻度を調査しています。今年度は評価項目として、図書館の利用目的が本を借りる・読むなのか、調べものなのか、学習スペースの利用なのか、イベントへの参加なのかなど、選択いただくようにしました。また、レファレンスサービス、地域資料の収集、ハンディキャップサービスなどをご存知ですかという、図書館のサービスや事業の認知度など多角的な視点でアンケート項目を追加しました。この結果から実態を分析し、何らか成果資料に繋がられないか工夫もし始めたところなので、図書館を評価する仕組みを引き続き検討してまいります。

③ 平成 31 年度の事業計画について

委員長 今年度の事業計画について、図書館長から報告をお願いします。

図書館長 資料 4「東久留米市第 2 次教育振興基本計画 平成 31 年度事業計画」をご覧ください。

始めに、図書館サービスの充実という施策です。資料・情報提供の充実と学習支援においては、生活や仕事上の課題解決に役立つ支援サービスの提供、生涯にわたる図書館利用を促すため小学校高学年の利用促進、30 代・40 代の働く世代を対象にした情報提供を行っていく方針で今年度進めます。

また、図書館全体の蔵書構成を見直し、収集方針に基づいて多様な資料を収集・整理・保存します。新たな保存スペース確保についても検討しますが、中央図書館の大規模改修を来年度に予定しており、今年度は、工事の実施設計委託を行う中で、蔵書の保存スペースも検討します。

ソフト面では、昨年度、選定の基準を整理しましたが、収集した資料には、永年保存するものと時代とともに流れていくものがあります。各分野の本をどのような割合で所蔵していくか、長く残していくかという収蔵計画を、今年度以降に進めたいと考えています。

資料・情報提供の充実については、ハンディキャップサービスのあり方について、誰もが図書館サービスを楽しむように ICT 環境の整備を行うとともに、需要の分析をしながら多様な利用者に対して資料情報を提供します。

読書を通じた市民の交流事業に関して、今年度も図書館フェスを行いました。今後も市民交流と読書推進の場として継続実施していきます。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備のための検討改善については、中央図書館の大規模改修に向けた実施設計において、具体的な工事内容や工期などを決定していく予定です。

2つ目の地域資料・行政資料の収集・保存に関しては、今後も市が直接担っていくことから非常に重要だと考え、市に関する資料や情報を継続的に収集し、保存に適した環境整備を図ります。また、関係部署と連携した行政資料の体系的な収集、提供に向けて、昨年定めた地域資料の収集基準に基づいた収集を行うとともに、行政資料に関する納本制度を庁内各部署に周知します。

市民の方に市の歴史や文化を口述で語り継いでいただくオーラルヒストリー事業である「語ろう！東久留米」は、今後も継続して開催及び記録冊子の発行、それに基づく地域資料展、展示などを実施していきます。

なお、本年 8 月 7 日に中央図書館が 40 周年を迎えるにあたり、今年いっぱい、40 周年の展示や関連事業を実施したいと考えています。

3つ目の子ども読書活動の推進ですが、昨年度は協議会から、第三次東久留米市子ども読書活動推進計画策定に向けた提言をいただきました。今年度は庁内

検討委員会を設置し、年度末までに計画を策定します。

4つ目の効率的で持続可能な図書館運営の推進について、指定管理者の選定に向けた業務仕様書（業務要求水準書）の策定や運営体制の検討を進めていきますが、委員にもご意見やご提言などをいただきながら進めたいと思います。

委員長 今年度の事業計画について、何か意見・質問はありますか。

委員 ICT環境の整備についてですが、例えば青空図書館、図書館流通サービスのようネットサービスを、自宅から図書館ホームページ経由で使えるようにできるのでしょうか。

図書館長 ICT環境整備については、昨年の10月に図書館ホームページをリニューアルしました。図書館を利用される方には多様性があり、日本語を母語としない方、読むことに対してハンディキャップがある方もいらっしゃるもので、多言語化や音声読み上げ、文字の拡大、文字色の変更をできるようにしています。

今後、図書館を利用するときにタブレット端末などを用いて、様々な言語の案内ができたり、ハンディキャップのある方にサービスを案内したりするなどの活用も考えていきます。

また、インターネットサービスに関しては、都立図書館ホームページでは都内図書館の蔵書を調べられますが、そのようなサービスの周知も含め、皆様が利用し易い環境を作っていきたいと考えています。

3. 協議事項

① 平成30年度図書館事業評価について

委員長 3の協議事項について、館長から説明をお願いします。

図書館長 資料2をご覧ください。協議会では年度毎に図書館事業の評価を行っています。昨年度は、これまで定例事業として実施してきた子ども向け事業について、ニーズと事業内容、読書活動や図書館利用にハンディキャップのある子どもへの支援という観点から評価をしていただきました。この評価を踏まえて委員の皆様から、第三次子ども読書活動推進計画策定に向けたご提言をいただきまして、感謝しています。

さて、今年度の事業評価ですが、図書館には地域に関する資料、情報を網羅的に保存して提供することを目的とした地域資料サービスがあります。

資料収集にあたっては、地域資料収集基準を策定し、その地域の公立図書館が収集しなければ失われてしまう資料や情報などを継続して整理・保存しているところです。また、地域資料は、今後も市が直接担っていくサービスです。

そこで、30年度事業について、地域資料サービスにおける情報の提供、利用

の観点からご意見いただければと考えています。まずは、地域資料サービスの実績及び自己評価について、資料3をご覧ください。

始めに、地域資料サービスの収集・整理・保存ですが、30年度は地域資料収集基準を改定するとともに、地域資料・行政資料の定義を整理しました。地域資料の定義は、東久留米の歴史・文化・地史・地理・地史・自然・産業などに関する資料、東久留米に伝来する事柄、民話や伝記・言葉・風俗・習慣などを取り扱った資料、東久留米を舞台としている作品、東久留米について記述のある資料、市内の学校が発行した要覧や配布物などの資料、その他東久留米に関して収集が必要と思われる資料です。

また、行政資料のうち、今申し上げた内容に該当する場合は地域資料として取り扱います。行政資料の定義は、東久留米市が発行・刊行した資料、市の関連団体が発行した資料、東京都・多摩・島しょ地域の自治体が発行した資料、政府刊行物などです。

昨年度の地域資料受入冊数は570冊でした。地域資料として発刊されたものの部数・冊数にもよりますので、毎年一概に増え続けるというものではありません。地域資料案内の発行・改定については、「東久留米の団地」の調べ案内の作成及び「東久留米の自然」「群馬県榛名地域」の調べ案内の改訂を行いました。また、東久留米市に関する新聞記事の索引（2017年・2004年版）の作成を行い、2000年代の索引が網羅されました。その他、市政情報コーナー資料のデータ入力作成をしています。

自己評価・課題ですが、地域資料の収集基準を改訂、及びこれまで明文化されていなかった地域資料・行政資料について定義したことで一定の整理が行われました。一方、行政資料の収集について、庁内における納本制度を確立するとともに、今後も対象資料をリスト化することで漏れなく収集していく必要があるため、更に徹底しなければならないと考えています。また、成果物を作ることにより図書館としてのサービスや蔵書の調査・研究能力の向上にも繋がることから、パスファインダー（調べ案内）を策定・改訂し、周知を図っていく中で、図書館職員のスキル向上にも努めています。

次に、地域資料サービスの利用や提供ですが、地域資料コーナーの資料整理及びレイアウト変更、見出しの整理等を行いました。

オーラルヒストリー事業は、「語ろう！東久留米」の第6回として、「南沢の農業と畜産」をテーマに開催しました。また、前年度に行った「語ろう！東久留米 東久留米の団地」を記録冊子として発行・頒布しています。地域資料展の開催については、「語ろう！東久留米」に合わせて「東久留米の農業 2 花卉栽培・地区産業のあゆみ」を行いました。2階の展示コーナーでは「東久留米の川」「縄文のくらし」「南沢と東久留米の農業・花卉栽培・畜産の推移」につ

いて企画展示を行いました。また、毎夏にロビーにて戦争をテーマにした展示を行っていますが、30年度は「東久留米にあった軍事施設」をテーマに実施しています。その他、新規資料案内の発行や環境フェスティバル、麦の収穫祭など地域イベントにも参加し、地域資料サービスの周知に努めています。

自己評価・課題ですが、利用者にとって分かり易い棚になるよう見出しなどを整理したことで一定の資料整理の効果が図られたが、今後も継続して書架の整理・管理を徹底していく必要があると考えています。

また、東久留米の歴史や文化について市民に体験や経験を語ってもらい記録・作成していく、「語ろう！東久留米」は事業として定着しており、資料作成のノウハウも蓄積されてきました。

地域資料展や企画展示は地域資料への関心やサービス周知、資料の利用促進に繋がっています。また、テーマを設定し定期的に展示内容を入れ替えることで、資料の収集漏れや保存状態も確認でき、資料整理の一助にも繋がっています。地域で行われる事業への出展は、地域で活動している方との情報交換の場として、様々な資料、情報も得られる機会であるので、今後も継続していきたいと思えます。また、子ども向けの地域資料サービスには学校教育を支援する側面と、子ども自身の好奇心に応える側面がありますが、現在は子どもが使える地域資料が少ないといった課題があり、今後は子ども向けの地域資料の充実にも努めていきたいと考えています。

参考まで、30年度の中央図書館アンケート結果によりますと、地域資料の収集について認知度を伺ったところ、来館者のうち42%でした。平成31年度施策成果等アンケートにおける同様の質問では、地域資料について知っているという回答結果は2割程度でした。

委員の皆様には、利用者目線で地域資料利用促進のための方策やご意見をいただけると幸いです。

委員長 資料の収集基準を拝見したところ、「東久留米市域の地域資料は原則として複本で3部を収集し、1部を永年保存する。また、特に劣化しやすい資料については保存方法に留意する。」と書いてあるのですが、1部を永年保存している場所というのは、中央図書館のどちらになるのでしょうか。

事務局 地下書庫で保存しています。

委員長 永年保存と書くと温度湿度管理をしっかりと行う必要があると思うのですが、地下書庫の管理は大丈夫でしょうか。

図書館長 地下書庫の環境については、配管の更新など工事を行った結果、以前より環境が良くなっています。また、来年度に予定している大規模改修にあたり、保存環境の改善を考えるとともに、現在地下にある永年保存資料は今後、2階の書庫に移動するなど、保存環境に配慮していきたいと考えています。

- 委員長 大規模改修は良い機会だと思います。特に地域資料は、ほかにない資料もありますので、保存については可能な限り配慮していただければと思います。
- 委員 関係する新聞記事は切り抜いているのですか。
- 事務局 はい。地域資料に関する新聞切抜き等は現在、2階で保存しています。
- 委員 録音テープなどの媒体もまとめて地域資料としているのでしょうか。その570冊の中には、いわゆる本の形でないものもあるのでしょうか。
- 事務局 本の形でないものはありません。地域資料は図書の形態にしています。
- 委員 永年保存資料は国会図書館に納本していますよね。
- 図書館長 納本しています。永年保存の本1冊に加えてもう1冊が国立国会図書館にあるということになります。
- 委員 地域資料サービスというのは市立図書館の大きな存在意義なので積極的にやって頂きたいと思います。自己評価で課題としている、子ども向け地域サービスについて、公共図書館に関わっている人から、地域資料を子ども向けに用意したいが、なかなか無いので、どうしたらよいかと相談を受けたことがあります。東久留米市は、子どもが使える地域資料というと、どういったものを想定していますか。
- 事務局 学校で作っている副教材には、地域を知ろうという内容から、図書館資料として受け入れているものもあります。また、独自に東久留米市の色々な調べ方案内を作っていますが、それを子ども版として、実際に発刊されている本のご案内になってしまう場合もありますが、市立図書館として、地域の話を書き綴った冊子の形で、子どもたち向けに作れたらと考えています。
- 委員 独自に資料を作る予定があるということですか。
- 事務局 検討中です。
- 委員 例えば、「東久留米市史」という立派な本はあるのですが、小中学生は直接買えないわけで、それを分かり易く作った資料や、こういう本を見れば良いという案内を作るのも図書館の仕事だと思います。ただし、子どもにふさわしい本がないから独自に作らなければならない一方で、作る担い手が現実的には居ないのが大変なところだと思います。
- 事務局 そこが大変なため、図書館としても簡単にできるものではありませんが、きちんと考え、できる限りのことは実施したいです。
実際に検討していますが、作成がいつになるかは明確ではないです。
- 委員 オーラルヒストリーはとても良い取り組みだと思います。こういったものが蓄積されていけば、それを基に子ども向けに学校教育の土台として分かり易く資料を作ることができますし、是非やっていただきたいと思います。関連して、西中学校の50周年で来られた先生が面白い話をされたのですが、図書館で保存していますか。

また、東久留米市に郷土史家はいらっしゃるのですか。

他の地域にはその町の歴史を調べる方がいました。東久留米市では聞いたことがありませんが、いらっしゃればその方の本や冊子を蓄積し、記録していくのはどうでしょう。過去のことを知るということは本質的なことです。

図書館長 郷土史家などがいらっしゃるかどうか、文化財担当とも連携して確認しながら、そういった方のお力を借りるということも一つの可能性だと思います。

委員 講演などされている方がいらっしゃるのです、もっと充実していけば、質の高い資料ができそうだと思います。

図書館長 まさに、そういった東久留米の昭和を語れる方に語っていただき、私達が記録誌として残していくことで、単に本を収集、整理するだけでなく、記録し、それを提供していくことにも繋げられると、図書館としての可能性が広がると思っています。地域資料においては、それが重要な要素であると認識していますので、ご意見を踏まえながら、充実を努めていけたらと思います。

委員長 オーラルヒストリーに関連して提案です。記録冊子を発行されているということですが、今はテープや IC レコーダーで口述の記録を取られていると思います。許可が必要ですが、動画で記録して将来に残す形にすると、本という形とは違ってきますが、地域の重要なデータになると思いますので、貴重なお話をしていただく際は映像資料も記録していただければと思います。

図書館長 音声や映像の媒体で残すことが可能になれば、また、図書館利用者の多様性という点でも、記録誌を直接読むことが難しい方に対する活用につながるかと思えます。今後の課題として認識し、推進していけたらと思っています。

委員長 地域資料に関する評価は、第 2 回協議会でまとめることとなりますので、更にご意見のある方は、それまでに事務局へ送ってください。

4. その他

委員長 次第の 4 その他として指定管理者制度の研究、勉強会に移ります。

昨年度の第 2 回協議会において、委員から「中央図書館への指定管理者制度導入について、より質が高い事業者の運営に向けて、協議会で意見交換を行いたい。」との提案があり、協議会において検討できる話であるか、意見交換を行いました。

その際、公立図書館全館に指定管理者制度を導入している自治体や、地区館のみに指定管理者制度を導入している自治体、直営の自治体など、外部から分かる要素であれば自治体間で比較することができ、指定管理者の選定委員会に対して本協議会としての意見は出せます。しかし、単に指定管理者が順調に運営

している自治体の事例をただけでは意見を出しにくいこと、指定管理者制度の導入後、順調にっていない自治体の事例も、その原因等の分析は難しいことから、協議会として議論しにくいとの意見が出されました。

また、既に運営方針が示され、中央図書館への指定管理者制度導入が決定した前提の中、協議会としては中立な立場で、指定管理者制度をより良い方法で導入するために協力していくとの考えから、まずは、委員の間で指定管理者制度に対する理解を共通化するために、理解を進めるための研究、事例、課題について勉強し、その後、中央図書館に指定管理者制度を良い方法で導入するために、どのようなことに留意すべきか考えることとなりました。

始めに図書館長から指定管理者制度の概要や都内市町村の導入状況について講義していただき、理解を共通化したいと思います。

また、茨城県守谷市の事例についても、ご紹介いただきたいと思います。

図書館長

「指定管理者制度について」という資料をご覧ください。

指定管理者制度は、地方公共団体が公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があると認められるとき、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定するものを指定管理者といい、当該公の施設の運営管理を行わせることができる制度です。

総務省の通知では、「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的とするもの」と記載されています。地方自治法第 244 条の 2 第 3 項で、「地方公共団体は公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」と規定されました。

公の施設の設置目的があり、住民の全体の福祉を向上させる、そういった目的をより効果的に達成するために必要と認められるとき、指定管理者制度を導入することができることになりました。また、平成 15 年の総務省通知で「指定管理者の対象となるものは民間事業者も含まれる」とされました。

指定管理者制度の経緯ですが、従来の地方公共団体の「公の施設」は地方自治体が直接的に管理運営する方法（直営の場合）と、出資法人等の外郭団体や公共的団体（その関係市町村の区域内にある農業組合や森林組合、商工会、社会福祉団体といった公共的な活動を行う団体。地方自治法第 157 条の公共的団体とその範囲を同じくするもの）等に、委託して運営をする方法がありました。これが平成 15 年 9 月の「地方自治法の一部を改正する法律」で、地方公共団体からの指定を受ければ、広く一般の民間事業者であっても「公の施設」の管理運営を行うことができるとされ、これ以降の公の施設の管理は、直営及び直

営で業務の一部委託を行って管理していくのか、指定管理者制度を導入するのか選択することができるようになりました。

住民などに対する使用許可については、地方公共団体の長が条例で定めれば指定管理者に行わせることができます。また、地方公共団体の長のみができる権限は、使用料の強制徴収・不服申し立てに対する決定・行政財産の目的外使用許可等があります。

次に、指定管理者制度と従前の管理運営委託の違いです。受注の主体は、管理運営委託は公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に受託していたものが、指定管理者制度は法人その他の団体、民間事業者も可となりました。

法的な性格ですが、管理運営委託では条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理事務、または業務執行の委託をするものです（施設管理委託・清掃委託・警備委託など）。一方、指定管理者制度は、管理代行、管理運営の代行者となります。行政処分的一种ですが、指定により、「公の施設の管理権限を受けた者に委任する」という形になります。委任というのは当該事務が受任者の職務権限となり、その事務においては受任者が自己の責任において処理することとなります。指定の手続きは条例で定めます。

公の施設の管理権限は、従前の管理運営委託では設置者たる地方自治体が有しますが、指定管理者制度では指定管理者が有することになります。条例で定める業務、施設の維持管理や使用許可等の範囲に限定されますが、公の施設の管理権限も指定管理者が有することができます。ただし、法令により長の権限とされているものを除きます。除くのは、使用料の強制徴収や不服申し立てによる決定、行政財産の目的外使用許可等です。

施設の使用許可、基本的な利用条件の決定、不服申し立てに関する決定、行政財産の目的外使用許可は全て、管理運営委託ではできませんでした。指定管理者制度では、施設の使用許可は指定管理者が行うことができます。

基本的な利用条件の設定は条例で定めることを要し、指定管理者はできないという形になります。不服申し立ての決定、目的外使用許可は指定管理者でも行えません。公の施設の設置者としての責任は、どちらの場合も地方自治体にあります。また、利用者に損害を与えた場合は地方自治体にも責任が生じます。利用料金制度は条例に定めることで、どちらにも導入することができます。

次に、業務委託と指定管理者制度の比較ですが、業務委託は受託の主体は限定がありません。指定管理者制度の受託主体は法人その他の団体です。

法的性格として、業務委託は私法上の契約関係にあります。指定管理者制度は管理代行という形です。

公の施設の管理権限は、業務委託では設置者たる地方自治体有します。指定管理者制度では指定管理者が有する形になります。

また、施設の管理者については、業務委託では市が施設管理者となりますが、指定管理者制度では指定管理者も施設管理者となることができます。指定管理者は、管理運営の代行者という立場です。なお、業務委託の対象は清掃や警備、施設維持のメンテナンス等といった様に、事実上の業務等といったものです。では、公の施設ならどんな施設でも指定管理者制度を導入できるかという点ですが、学校は学校教育法第5条において、例えば、学校設置者がそのまま学校を管理しなければならないとあります。そういった個別法に定めがある場合は指定管理者に行わせることができない施設があり、該当するのは学校や道路、河川などです。

続いて、本市における指定管理者制度の導入施設ですが、市民プラザや各地域センター、地区センター、さいわい福祉センター、児童館（子どもセンターひばり・けやき・滝山・子どもセンターあおぞら・中央）があります。スポーツセンターや生涯学習センターも指定管理者制度を導入しています。市立図書館も中央図書館を除く3地区館で指定管理者制度を導入している状況です。

続いて、多摩地域の26市及び町村での図書館の民営化状況です。民営化というのは一部業務委託、指定管理者を含めます。立川市では地区館8館が指定管理者制度です。武蔵野市は地区館が指定管理者制度で2館あります。青梅市は現在、中央図書館と分館全てが指定管理者です。府中市や昭島市は一部民営化となっていますが、平成30年3月31日現在のデータのため、昭島市は2019年4月1日から分館・分室、中央館（市民図書館）も全て指定管理者制度になりました。小金井市には運営委託が2館あるほか、国分寺市も一部運営委託が4館あります。多摩市が1館で一部業務委託を入れています。稲城市もPFI（民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設の維持管理・運営等を行う公共事業の手法）が1館と、PFIと指定管理者を導入している館が1館あります。あきる野市が1館で一部業務委託、奥多摩町は一部業務委託となっていますが、奥多摩町では2018年10月1日から指定管理者制度を導入しました。

次に、平成30年4月1日現在の都内公立図書館の指定管理者制度の導入状況です。23区内では、指定管理者制度を導入している館が増えている状態です。26市で指定管理者制度を導入しているのは、立川市・武蔵野市・青梅市・東久留米市・稲城市です。また、昭島市と奥多摩町が新たに導入しました。

続いて、指定管理者制度の現状ですが、Ⅱ調査結果(2)の中で指定管理者制度を導入した後、直営に変更した図書館が示されており、全国で合計16館あります。前回の協議会で要望のあった守谷市も2019年4月から直営に戻りましたので、そちらも合わせると17館目ということになります。裏面の表4、2017年度までに指定管理者制度を導入した館が全国の市区町村で551館です。2018年度に導入予定は26館ありました。この26館以外に2019年4月から昭島市

と奥多摩町が入るので、更に増える見込みです。

最後に、守谷市の事例です。守谷市は2016年4月に指定管理者制度を導入しましたが、昨年度、図書館協議会で直営に戻すべきとの協議が行われました。守谷市では指定管理者制度について、市長部局が最終的に決定する形であるため、協議会の諮問の中で直営に戻すべきと市長に答申し、総合教育会議の中で市長により決定がなされ、この4月に直営に戻ったということです。新聞報道によると、指定管理者制度導入直後に館長が退職、職員の大量退職、導入2年間のうちで業務要求水準書に定めた司書率の確保ができなかったという状況にあり、利用者数は直営時より増加した実績もあるが、市民の要望もある中で、直営に戻ったという経緯です。その後の経過ですが、2019年3月の守谷市議会では、継続して指定管理者による運営を求める陳情もあり、結果は不採択となりましたが、そういった両面の声がある中で4月から直営に戻って運営が開始されました。この守谷市が、一番直近で直営に戻った事例になります。

本市は今後の東久留米市立図書館の運営方針に基づき、指定管理者制度導入となっていますが、前回、ご意見をいただきましたとおり、指定管理者制度導入により上手くいっている図書館、上手くいかなかった図書館、直営により上手くいっている館、上手くいっていない館など様々あると思います。私達としては、それらも参考にしながら検討していきたいと思えます。

委員長

指定管理者制度に関する共通認識を持つための勉強の場を設けました。

本件を提案いただいた委員の趣旨も、「中央図書館への指定管理者制度導入について、より質が高い事業者の運営に向けて、協議会で意見交換を行いたい。」ということでした。協議会としては、制度の概要や他団体の状況等を知る中で、中央図書館に指定管理者制度を良い方法で導入するために、どのようなことに留意すべきか考えていきます。

質問でも構いませんので、ご意見をいただけないでしょうか。一部PFIという耳慣れない言葉が出ましたが、他の自治体で新たに図書館を作る場合の話として考えていただければと思います。補足的な話として、図書館以外の施設で指定管理者制度を入れる場合と、図書館に入れる場合の課題がいくつかあると思います。博物館は利用料、入場料を取ることができますが、図書館は無料の原則があるのでお金は取れません。

もう1つ、図書館協議会は図書館長の諮問に応じ、図書館長に意見を述べる機関ですが、もし図書館長も含め指定管理者となった場合、指定管理者の図書館長のもとで諮問を受けるのか、その辺りの課題もあります。

委員

指定管理者制度の導入後に中央図書館の館長はどうなるのでしょうか。指定管理者制度をより良い方向で導入していくために意見を申し上げます。館長の人数は別として、重要なことに関して市が直に関わることは覆らないと思いま

す。市の職員は、指定管理者になった直後であれば今までの経験が生きてくると思います。しかし、制度導入から年数が経つと、専門職ではなく実際の運営に携わっていない市の職員が、どのように指定管理者に意見を述べていくのか、その辺りの人材育成をどうするのかについてお聞かせください。

図書館長 「今後の東久留米市立図書館の運営方針」においても、図書館運営の方向性を定めていく図書館行政、選書・除籍の最終確認・決定は市が直接担っていきます。また、地域資料、行政資料の収集整理・活用、ハンディキャップサービスは今後も市が直接担い、残りの図書サービスは指定管理者が担うとしていますが、市の担当課長職、指定管理者側の館長職の位置づけ、それぞれの運営体制等については、図書館法などの規定も勘案しながら、より適切で実効性ある形となるよう検討・検証し、今年度中に整理していく必要があります。また、市が直接担う業務がある以上、市職員と図書館専門員も配置していきます。今後も責任をもって図書館業務を担っていくにあたり、職員育成についても検討してまいります。

委員長 図書館はある程度長い期間でコレクションを継続させていく必要があるので、収集・除籍の基準に関して指定管理者制度導入に当たり明文化していくこと、また、組織体制の検討も含め協議会として中央図書館への指定管理者制度導入に向けて見守りながら、具申・協力できる点があれば改めて協議をするということにします。

今回は、図書館における指定管理者制度についての理解が深まり、どのような課題があるのかを共有できたということによろしいでしょうか。

委員 次回の協議会で、地区館3館の業務仕様書をお示しいただけますか。

図書館長 2回目の協議会でご用意したいと思います。

委員 指定管理者の新規募集の場合に、仕様書は秘密になるのですか。

図書館長 選定にあたり公平性を保つため、指定管理者の募集を開始したと同時に仕様書を公開します。仕様書を案段階でお示しするのは難しいです。参考まで、他市の直近事例では、昭島市が昨年度、指定管理者の選定を行ったのでホームページ上で業務仕様書（業務要求水準書）等を公開しています。選定の過程や、業務仕様書がどのようなものか等がご覧いただければと思います。

委員長 業務仕様書等は、「昭島市立図書館」で検索すると出てきます。

図書館長 ただし、東久留米市は一部の図書サービスを市が直接担う形を検討しています。一方、昭島市は本市と同様の形ではありませんが、業務仕様書、業務要求水準書がどのようなものかご理解いただく参考になるかと思います。

委員長 公になっている資料を参考にさせていただきながら、引き続き協議会として見守る立場でいければと思います。

最後に次回の日程を決めたいと思いますが、図書館長から提案はありますか。

図書館長 次回の日程の前に、前回の協議会において、図書館に関する市議会での質問状況など動きを知りたいと要望がありましたので報告します。3月の市議会では図書館に関する請願はありませんでした。主な質疑内容ですが、中央図書館と3地区館の運営は、1つの指定管理者に委ねていくとの認識で良いかとの質問があり、運営方針において、そのとおり考えていると答弁しています。また、指定管理者制度導入に向けた平成30年度の取り組み状況、及び翌年度の取り組み予定について質問がありました。令和元年度の取り組みについては、先ほど事業計画でお示しとおります。

次に、中央図書館の大規模改修工事期間中、休館した場合でも経常的に実施する事務、事業はあるかのご質問があり、詳細は未定ですが、地区館3館は平常通り開館するため、各地区館への配本や選定作業、ハンディキャップサービス事務などがあり、今後運営手法等を検討していくと答弁しています。

また、中央図書館への指定管理者制度導入後も市が直接担う業務はどこで行うかという質問に対して、現在の2階参考図書室のようなところを検討していると答えました。

その他、平成30年度からの3年間を期間として、地区館の指定管理者を更新したが、約1年が経つ中で職員の定着率はどのくらいかという質問があり、地区館間での内部異動はカウントしない場合は95%となり、内部異動も異動と考えれば80数%と答弁しました。また、討論において、指定管理者導入後も館長は指定管理者でなく、市の管理職が担うべきとご意見いただいています。

次に、昨年度末に提言書をいただきました、東久留米市第三次子ども読書活動推進計画策定に関する動きですが、5月17日の教育委員会で庁内検討委員会の設置要綱を報告し承認いただいています。あわせて、協議会からの提言書についても報告しました。図書館ホームページでも、協議会からの提言として公表していますので、報告します。

委員長 第三次子ども読書活動推進計画検討委員会で策定した素案について、協議会である程度目を通して、第2回協議会で意見交換できる機会を設けられればと思います。素案の完成は、10月後半から11月前半頃でしょうか。

図書館長 協議会が10月後半の開催になれば、進捗にもよりますが素案内容をご報告できると思います。

委員長 素案策定の進捗が想定と異なるようでしたら、改めて日程調整させていただこうと思いますが、10月29日火曜日の午後で第2回協議会の仮日程を入れておきたいと思います。第1回図書館協議会を閉会します。